

■ 計画の趣旨

1. 策定の背景と目的

- 国では、地域住民の生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進するため、平成 26 年 11 月 27 日に「空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が公布され、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行されました。
さらに、平成 27 年 2 月 26 日には法第 5 条に基づいて、「空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」が定められました（最終改正は令和 3 年 6 月 30 日）。
法及び基本指針では、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は空き家等の適切な管理に努めること、市町村は「空き家等対策計画」を策定し、空き家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることとしています。
- また、北海道は、市町村の空き家対策を積極的に支援することを目的とし、平成 27 年 12 月に「空き家等対策に関する取組方針（以下「道取組方針」という。）」を定めました（最終見直しは令和 3 年 3 月）。
- 砂川市では、今後の空き家等の対策を総合的かつ計画的に進め、また、市の空き家等対策について市民に周知することを目的として、平成 29 年 1 月に、計画期間を平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間とする「砂川市空き家等対策計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。
- このような背景のもと、空き家等対策に係る取組みを展開してきたところですが、計画期間の最終年度を迎えたことから、これまでの空き家等対策の取組状況及びその効果を検証し、更なる効果を期待する取組みと新たな課題に対応する取組みを実施することを目的として、本計画の改定を行います。

注)本計画は法第6条第1項に基づく計画であるため、「砂川市空き家等対策計画」と記載しますが、計画書本文における「空き家等」、「空き家」の使い分けについては以下のように定めます。

「空き家等」: 法、基本指針及びガイドライン並びにこれらの条文や記述を引用する場合に使用する。

「空き家」: 上記以外の一般的な場合に使用する。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、法第5条に規定する国の基本指針や、国の「特定空家等に関する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下「ガイドライン」という。）、道取組方針を考慮して策定する計画です。

(2) 上位・関連計画との連携・整合

① 砂川市第7期総合計画（計画期間：令和3～令和12年度）

→基本目標5 都市基盤：自然と調和した快適で住みよいまち

→施策5-3 住環境：安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり

基本事業：⑤空き家の活用・適正管理の推進				
誰もが安全に安心して暮らすことができる住環境の保全を図るため、空き家の活用や適正な管理を促し、総合的な空き家対策を推進します。				
指標名	現状値 (R1)	中間目標値 (R7)	最終目標値 (R12)	指標の説明
管理不全な空き家の割合（％）	8.1	3.7	2.7	市内の空き家総数のうち、管理不全な空き家の割合

② 第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和3～令和7年度）

→基本目標4 安心して暮らし続けることができる地域をつくる

→（2）空き家の利活用等を推進した住宅ストックの強化

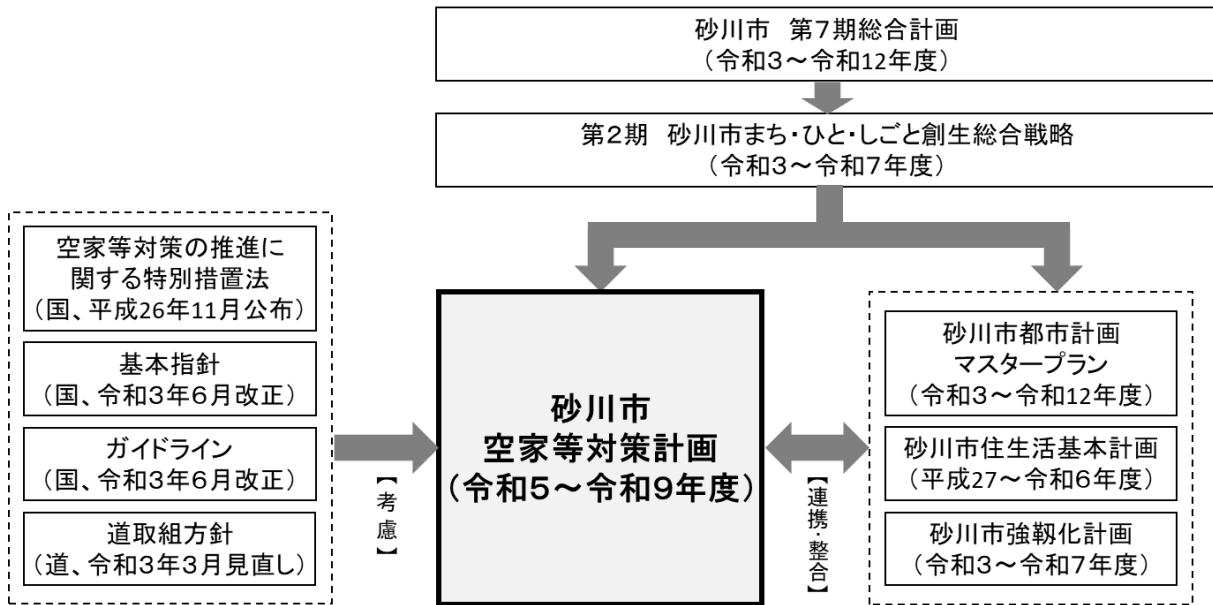
①良質な住宅ストックの確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家発生の予防や流通・活用の促進、持ち家の取得・リフォームなどへの支援を行い、良質な住宅の確保を図るとともに、安全に安心して住み続けることができる住環境づくりを進める。 ・世帯規模や住まい方の変化などによるニーズに対応するため、高齢者や子育て世帯の円滑な住み替えを推進する。 	
具体的な事業	重要業績評価指標（KPI）
ハートフル住まいの推進事業 ・新築住宅の建設、建売または中古住宅の購入者及び住宅改修等をする者に対し、補助金を交付する。	補助金交付件数※ 216件 ⇒ 150件 (令和元年) (各年度)
住み替え支援事業 ・中古住宅の把握及び利活用に係る情報提供を行うほか、補助金を交付し、住み替え時の負担軽減を図る。	補助金交付件数※ 115件 ⇒ 87件 (令和元年) (各年度)

※令和元年の件数は消費税率引き上げ前の駆け込み需要による一時的な増によるため、目標値の設定については、過去5年の平均件数を指標としている。

③ 砂川市都市計画マスタープラン（計画期間：令和3～令和12年度）

基本目標1：コンパクトな市街地を活かした都市づくり
○少子高齢化が進む中においても、市街地の低未利用地、空き家、空き店舗を有効活用し、歩いて暮らせる生活圏の形成としてのまちなか居住の推進を図ることにより、「コンパクトな市街地の形成」をめざします。

〈 砂川市空家等対策計画の位置づけ 〉



3. 計画期間

- 計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
- 最終年度に推進方策等の検証とともに、計画を見直すことを予定します。
- ただし、状況等の変化により、適宜、見直しを行うこととします。